

令和2年10月30日

債権者及び利害関係人 各位

再生債務者 株式会社レナウン
管財人 永 沢 徹

民事再生手続廃止のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、当社の民事再生手続（東京地方裁判所令和2年（再）第7号）にご支援とご理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、当社は、本日、東京地方裁判所より再生手続廃止の決定を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、令和2年5月15日の再生手続開始以降、コロナ禍による厳しい経営環境の中ではありましたが、債権者及び利害関係人の皆様からご支援を受け、民事再生手続によって、事業の維持・継続を確保しつつ、スポンサーを選定するに至りました。その結果、当社は、令和2年9月30日を実行日として、主要ブランドであった「SIMPLE LIFE」及び「element of SIMPLE LIFE」事業を小泉アパレル株式会社に、「Aquascutum」、「D'URBAN」及び「STUDIO by D'URBAN」事業を株式会社オッジ・インターナショナルに、それぞれ譲渡しており、これらの主要ブランド事業は、各スポンサーによって、今後維持再生されることとなります。

そして、当社は、事業譲渡の対象外となったブランド事業にかかる店舗・売場の閉鎖を本日までに全て完了し、今後は清算業務の遂行を予定しております。もっとも、既に事業を終了させている当社の現況を踏まえると、株式会社としての事業体を維持しながら民事再生手続の中で清算を図ることは、これに要するコスト面及び手続負担面で債権者一般の利益に乏しく、裁判所の監督の下で、公正かつ衡平な清算を確実に図る観点からも、清算型の法的倒産手続である破産手続に移行することが適当であることから、上記のとおり、再生手続廃止の決定を受けるに至った次第です。

これにより当社は、再生手続廃止決定の効力が発生する4週間後を目途として、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受ける見込みであり、今後は破産手続の中で、残余財産の換価回収を進め、債権者の皆様に対する配当を実施すべく清算業務を遂行することとなります。具体的な破産手続のスケジュール等については、破産手続開始決定後にあらためて、ご案内させていただく予定です。

なお、再生手続開始決定（令和2年5月15日）以降のお取引により発生した当社に対する債権は、民事再生法上の「共益債権」に該当し、全額を約定どおりにお支払しておりますが、民事再生手続における「共益債権」は、当社が破産手続に移行した場合にも、破産債権に優先する「財団債権」として扱われ（民事再生法252条6項）、これまでと同様、約定どおり随時弁済を受けることができる債権として保護されます（破産法2条7号）。

債権者及び利害関係人の皆様におかれましては、諸事情ご賢察の上、変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具